

29受文科初第415号
平成29年5月15日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各 国 道 府 立 大 学 長
各 国 公 立 高 等 専 門 学 校 長
各 国 公 立 高 等 専 門 学 校 長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の長
殿

文部科学省初等中等教育局長
藤原



(印影印刷)

平成29年度農薬危害防止運動の実施について (依頼)

標記について、この度、厚生労働省医薬・生活衛生局長、農林水産省消費・安全局長及び環境省水・大気環境局長から、別紙のとおり協力依頼がありました。

ついては、別添「農薬危害防止運動実施要綱」を御了知の上、関係部局とも連携し、学校等の周辺住民や児童生徒等の健康被害を防止するため、学校において農薬を使用するときは飛散防止対策の一層の徹底を図るなど農薬の適正使用等について適切な指導をされるようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれましては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県知事におかれましては、所轄の学校に対して、この旨を周知くださるようお願いいたします。

※学校における病害虫防除等に当たっての飛散防止対策や注意事項については、別添「農薬危害防止運動実施要綱」の下記項目に記載がありますので、御確認ください。

- 第5 実施事項
- 2 農薬による事故を防止するための指導等
 - (1) 農薬使用時の事故防止対策の周知
 - ア 農薬使用に当たっての防護装備着用の徹底
 - エ 住宅地等における農薬使用に当たっての必要な措置の徹底
 - ②公園、街路樹等一般場面

(本件照会先)

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健管理係
TEL：03-6734-2976 (直通)
FAX：03-6734-3794